

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の情報マガジン

1

2026

TOPICS

P2 資産安心コラム

遺言を「動かす」要
遺言執行者の選び方と権限



P3 暮らしとお金の教養講座

相続空き家の売却で損しない
3,000万円の特別控除の活用法



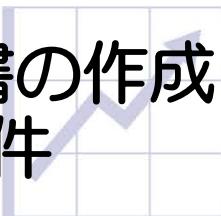
P4 相続・贈与の基礎知識

遺留分の基礎知識
権利者・割合・請求方法



数字で見る相続

遺言公正証書の作成
12万8,378件



主な遺言の方式には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。日本公証人連合会の発表によると、令和6年の遺言公正証書の作成件数は12万8,378件で、過去10年間で最多となりました。また、法務省民事局の発表によると、令和2年7月に開始された自筆証書遺言書保管制度における令和6年の保管申請件数は2万3,419件で、制度開始以来初めて年間申請件数が2万件を突破しました。これらの件数の推移を見ると、いずれも概ね増加傾向にあることがわかります。

公正証書遺言や自筆証書遺言書保管制度を利用することで、遺言書の紛失や改ざんなどのリスクを回避でき、家庭裁判所での検認手続きも不要となります。遺言制度の利用が増加している背景には、相続トラブルを未然に防ぐための生前の相続対策への関心の高まりがあると考えられます。

遺言を「動かす」要 遺言執行者の選び方と権限

遺言がある場合、相続は原則としてその内容に従って進められますが、誰が相続手続きの実務を担うかによって進行状況は大きく左右されます。今回は、遺言で指定することができる遺言執行者について、基本的な役割や権限、人選のポイントなどを説明します。

遺言執行者を置く意味 人選の基準と体制づくり

相続が開始したときに、遺言の内容を実現していく行為を、遺言の執行といいます。遺言執行者とは、遺言の執行を担う者であり、遺言の趣旨に従って相続財産の名義変更や解約などの手続きを主導する立場にあります。

遺言執行者の主な役割は、相続財産の管理、財産目録の作成、相続人や受遺者への通知、手続きの進行管理など、遺言の内容を実現するために必要な一連の業務を遂行することです。そのため、遺言執行者には、相続人に対する中立性が求められ、遺言者の意思を忠実に実現する責任と、善良な管理者としての注意義務が課されます。

遺言執行者が必ず行うべきこととしては、就任時に相続人全員へ就任の通知と遺言内容の説明を行い、執行完了後にはその経過と結果を報告することなどが挙げられます。また、遺産の内容を調査して財産目録を作成し、相続人に交付する義務もあります。遺言執行者が行える業務には、相続財産の管理、遺言書の検認、預貯金の払戻し・分配、不動産の登記申請、株式の名義変更など遺言の執行に必要な一切の行為が含まれます。特定の財産を相続人以外に取得させる特定遺贈の執行は、遺言執行者がいる場合は遺言執行者のみが行うことができます。また、遺言による子の認知、推定相続人の廃除やその取消しの手続きも、遺言執行者にしか認められていません。一方で、遺言に記載されていない財産の処分や配分の変更、相続税の申告などは、遺言執行者の権限外の行為となります。

遺言執行者を置く意味 必要となるケースとは

遺言執行者を選任する方法は、遺言者自身が遺言であらかじめ指定することが一般的です。指定がされていない場合には、相続人などの利害関係人からの申立てにより、家庭裁判所が選任することができます。なお、遺言執行者にすべての執行を任せることではなく、特定の行為に限定して権限を与えることも可能です。遺言執行者には、未成年者や破産者でない限り、誰でもなることができますが、相続人間での対立が予想される場合などは、弁護士や司法書士などの第三者である専門家を選任することで、手続きがスムーズに進む傾向があります。

遺言執行者の選任が必要かどうかは、遺言の内容によって異なります。たとえば、遺言によって、子の認知を行う場合や、相続人の廃除やその取消しを行う場合には、これらの手続きは遺言執行者しかできないため、必ず遺言執行者の選任が必要となります。一方、こうした内容を含まない遺言であれば、必ずしも遺言執行者を選任しなくとも、相続人が手続きを進めることは可能です。ただし、相続人間に争いが生じる懸念がある場合や、手続きについて専門的な知識が必要となる場合、高齢者や認知症の相続人がいる場合などは、遺言執行者を選任することで、より確実で円滑な相続手続きが期待できます。

相続の生前対策として遺言を作成する際には、相続財産の内容や相続人の状況を踏まえ、遺言執行者の必要性を慎重に検討することが大切です。遺言の内容どおりに相続が行われるか不安がある場合などは、専門家に相談することをおすすめします。

◆暮らしとお金の教養講座◆

相続空き家の売却で損しない 3,000万円の特別控除の活用法

相続した空き家を売却する際、一定の要件を満たせば譲渡所得から3,000万円（相続人が3人以上の場合は2,000万円）の特別控除を受けることができます。今回は、この特例の対象要件や売却パターン、期限を整理し、必要書類と実務上の注意点を説明します。

特例適用のポイントとなる 「対象物件」と「適用期間」

被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除とは、相続した家屋とその敷地を売却する際に一定の要件を満たせば、譲渡所得から最大3,000万円（令和6年1月1日以後の譲渡で、被相続人居住用家屋および被相続人居住用家屋の敷地等を相続または遺贈により取得した相続人が3人以上の場合は2,000万円）を控除できる制度です。この特例は、社会問題化している空き家の発生抑制を目的に期間限定で設けられています。

対象となるのは、相続開始直前に被相続人の居住の用に供されていた家屋とその敷地で、家屋については、次の3つの要件すべてを満たす必要があります。

- ①昭和56年5月31日以前に建築されたこと
- ②区分所有建物登記がされている建物でないこと
- ③相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと

なお、被相続人が老人ホームなどに入所している場合で一定の要件を満たすときは、入所の直前まで居住していた家屋も該当します。また、家屋を取り壊して敷地を更地として譲渡する場合にも特例が適用できます。

この特例の適用を受けることができるのは、相続または遺贈により被相続人の居住用家屋およびその敷地等を取得した相続人です。譲渡までの間に、事業用や貸付用、居住用として使用していないことが要件となるため、注意が必要です。

譲渡期限は、「相続開始日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで」です。なお、この特例の適用期限は、改正により「令和9年12月31日の譲渡まで」となっています。

控除を実現するための 売却要件と注意点

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けるためには、売却時に満たすべき要件があります。まず、譲渡対価の合計が1億円以下でなければ、特例は適用されません。さらに、売却方法によって、適用要件が異なっています。

- ①家屋または家屋付きでその敷地を売却する場合
相続時から譲渡時まで事業・貸付・居住の用に供していない、かつ、その家屋が譲渡の時において一定の耐震基準を満たすものであること
- ②家屋を取り壊した後にその敷地を売却する場合
相続時から取壊しの時まで、家屋を事業・貸付・居住の用に供していないこと、相続時から譲渡時まで土地を事業・貸付・居住の用に供していないこと、取壊しの時から譲渡時まで建物または構築物の敷地の用に供されていないこと
- ③家屋または家屋付きでその敷地を売却する場合で、①の譲渡に該当しない場合

相続時から譲渡時まで、事業・貸付・居住の用に供していない、かつ、譲渡時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に、一定の耐震基準を満たすこと、または、被相続人居住用家屋の全部の取壊し等を行うこと

特例を受けるためには特別控除後の税額がゼロになる場合でも必ず確定申告が必要です。その際には、市区町村が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」が求められます。この確認書の取得には時間を要するため、早めの準備が不可欠です。

以上のように、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、適用要件が複雑で、期限も設けられています。適用を検討する際は、早めに専門家へ相談するようにしましょう。

◆ 相続・贈与の基礎知識 ◆

遺留分の基礎知識 権利者・割合・請求方法

遺言によって相続財産が特定の方に偏ると、ほかの相続人の生活や、公平性が損なわれることがあります。遺留分制度は、こうした事態を防ぐため、一定の法定相続人に最低限の遺産取得を保障する仕組みです。今回は、この制度の基本的なポイントを紹介します。

遺留分制度の目的と 権利を持つ相続人の範囲

遺留分とは、一定範囲の法定相続人が、遺言によっても侵害されない、法律で保障された最低限の遺産取得分のことを指します。この制度は、贈与や遺贈によって財産の分配に偏りが生じた場合でも、残された相続人の生活を支え、相続人間のバランスを保つことを目的としています。

遺留分が認められるのは、「兄弟姉妹を除く法定相続人」です。具体的には、被相続人の配偶者、子、父母などの直系尊属が該当します。兄弟姉妹は、たとえ相続人であったとしても遺留分は認められません。なお、直系尊属が遺留分権利者となるのは、被相続人に子がない場合に限られます。また、被相続人の子がすでに亡くなっている場合には、その子の子（被相続人の孫）が代襲相続人として遺留分が認められます。

遺留分の算定対象となる財産には、相続開始時の被相続人の所有財産のほか、相続開始前の一定期間内に被相続人が贈与した財産も含まれます。

争わないようにするための 遺留分の割合と請求方法

遺留分の割合は、原則、遺留分の算定対象となる財産額の2分の1ですが、相続人が直系尊属のみの場合は3分の1です。この割合に遺留分権利者の法定相続分を乗じたものが、実際の遺留分の額となります。遺留分の請求は令和元年7月の法改正により、財産の現物返還ではなく「侵害された額に相当する金銭の支払い」を請求する制度（遺留分侵害額請求権）へ変更されました。請求の際は、内容証明郵便などで相手方に意思表示を行うことで権利行使できます。請求には期限があり、相続開始および遺留分を侵害する贈与や遺贈があったことを知った時から1年、相続開始から10年経過で、請求権は時効により消滅します。

遺留分は法的に強く保護された権利ですが、請求には期限があるため注意が必要です。遺留分の請求をめぐるトラブルを避けるためには、事前に遺留分を考慮した相続対策が重要です。不安な場合は専門家への相談をおすすめします。